

大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱

平成30年9月21日
大磯町告示第149号

大磯町青年就農給付金交付要綱（平成25年大磯町告示第106号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、本町が新規就農者に交付する大磯町農業次世代人材投資資金（経営開始型）（以下「資金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年8月3日付け就農第76号）において使用する用語の例による。

（資金の目的、対象者等）

第3条 資金の目的、対象者、交付額及び交付期間は、別表のとおりとする。

（青年等就農計画等の承認申請）

第4条 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等承認（変更承認）申請書（第1号様式）により町長に承認を申請するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（以下「青年等就農計画等」という。）を添付するものとする。

(1) 青年等就農計画

(2) 農業次世代人材投資資金申請追加資料（第1号様式の2）

（青年等就農計画等の承認）

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容について審査し、第3条に規定する資金の対象者に該当すると認めるときは、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を青年等就農計画等審査結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査に当たっては、神奈川県農業技術センター等の関係機関や第17条第3項のサポート体制による面接等を実施するものとする。

（青年等就農計画等の変更承認申請）

第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「対象者」という。）は、承認を受けた青年等就農計画等を変更しようとするときは、青年等就農計画等承認（変更承認）申請書により町長に変更の承認を申請するものとする。ただし、追加の設備投資を必要としない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減その他の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、青年等就農計画等を添付するものとする。

3 前条の規定は、第1項の規定により変更の承認の申請があった場合について準用する。

(就農報告等)

- 第7条 対象者は、交付期間中においては、毎年7月及び1月の末日までに、その直前の6か月間に関する就農状況報告（第3号様式）を町長に提出するものとする。
- 2 対象者は、交付期間終了後5年間においては、毎年7月及び1月の末日までに、その直前の6か月間の作業日誌（第3号様式の2）を町長に提出するものとする。ただし、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（第4号様式）を提出する。
- 3 対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に居住地（又は電話番号）を変更したときは、変更後1か月以内に住所変更届（第5号様式）を提出するものとする。
- 4 対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに町長に就農中断届（第6号様式）を提出する。ただし、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（第7号様式）を提出する。

(就農状況の確認)

- 第8条 町長は、前条第1項の規定による就農状況報告を受けたときは、第17条第3項のサポートチームを中心に、神奈川県農業技術センター等の関係機関や地域の中核的農業者（農業経営士、認定農業者、農業委員会等）と協力し、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができているか確認し、必要な場合は、第17条第3項のサポートチームを中心に、神奈川県農業技術センター等の関係機関や地域の中核的農業者と連携して適切な指導を行うものとする。
- 2 前項の規定による確認は、就農状況確認チェックリスト（第8号様式）により、次のとおり行うものとする。
- (1) 対象者への面談により、青年等就農計画等の達成に向けた取組状況を確認する。
 - (2) ほ場について、次に掲げる事項について確認する。
 - ア 耕作すべき農地が遊休化されていないこと。
 - イ 農作物を適切に生産していること。
 - (3) 次に掲げる書類を確認する。
 - ア 作業日誌
 - イ 帳簿
 - ウ 農地基本台帳の写し
- 3 町長は対象者の交付期間2年目が終了した時点で、当該対象者の中間評価を以下の方法により実施することとする。
- (1) 町長は第17条第3項のサポートチーム、神奈川県農業技術センター等の関係機関や地域の中核的農業者等で構成する評価会を設置する。
 - (2) 農業経営基盤強化促進基本構想の考え方や青年等就農計画等の審査の観点等を参考に評価項目、評価基準を設定し、就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等を参考にしながら原則として面接により実施し、A（良好）、B（やや不良）、

C（不良）の該当する評価区分を決定する。

(3) 町長はA評価の対象者については、引き続き交付を継続する。ただし、A評価の対象者のうち希望する者については、経営発展支援金を交付できるものとする。また、B評価の対象者については、サポートチームを中心とした重点指導の対象者として認定し、1年間、重点指導を行った上で、再度、中間評価に準じて評価を行う。C評価の対象者については、資金の交付を中止するものとする。

4 町長は、対象者より前条第4項の規定による就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。ただし、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。

5 前項の場合において、町長は対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(資金の交付申請)

第9条 対象者は、町長に大磯町農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書兼請求書（第9号様式）により、6か月又は1年ごとに、資金の交付を申請（請求）するものとする。

2 経営開始後1年を経過して申請したときは、既に経過した年数分は交付の対象としない。

(資金の受給中止の届出)

第10条 対象者は、資金の交付を中止するときは、町長に中止届（第10号様式）を提出するものとする。

(資金の交付の中止)

第11条 町長は、前条の規定による中止届の提出があったとき又は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の交付を中止するものとする。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなった場合
- (2) 農業経営を中止し、又は休止した場合
- (3) 就農状況報告を期日までに提出しなかった場合
- (4) 第8条の規定による就農状況の確認の結果、町長が次に掲げる事項に該当すると判断した場合
 - ア 青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合
 - イ 耕作すべき農地を遊休化した場合
 - ウ 農作物を適切に生産していない場合
 - エ 農業従事日数が年間150日以下である場合
 - オ 改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合
 - カ 第8条第3項の中間評価によりC評価相当と判定された場合
 - キ その他適切な農業経営を行っていない場合
- (5) 実施要綱に定められた国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合
- (6) 前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金は除く。）が350万円以上であっ

た場合（その後、350万円を下回った年がある場合は、その年の翌年から交付を再開することができる。）

（就農の休止届及び再開届）

第12条 対象者は、病気その他のやむを得ない理由により就農を休止するときは、町長に休止届（第11号様式）を提出するものとする。

2 休止届を提出した対象者は、就農を再開するときは、経営再開届（第12号様式）を提出するものとする。

（資金の交付の休止等）

第13条 町長は、対象者から前条第1項の規定による休止届が提出された場合において、やむを得ないと認めるときは資金の交付を休止し、やむを得ないと認めないときは資金の交付を中止するものとする。

2 町長は、対象者から前条第2項の規定による経営再開届が提出された場合において、適切に農業経営を行うことができると認めるときは、資金の交付を再開するものとする。

（資金の返還）

第14条 対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める資金を返還するものとする。ただし、第1号に該当する場合で、次条の申請により病気、災害その他やむを得ない理由があると認められたときは、この限りでない。

- (1) 第11条各号のいずれかに該当した時点が、既に交付した資金の対象期間中である場合 残りの対象期間の月数分（該当した月を含む。）の資金
- (2) 虚偽の申請、報告又は届出を行った場合 資金の全額
- (3) 別表の資金の対象者の(2)のアのただし書による交付期間中に後の所有権の移転が行われなかった場合は資金の金額を返還する。
- (4) 経営開始型の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第7条の4の手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者及び第8条第3項第2号の中間評価によりC評価相当とされたものを除く。

（資金の返還免除）

第15条 対象者は、病気、災害その他やむを得ない理由により資金の返還の免除を受けようとするときは、町長に返還免除申請書（第13号様式）により申請するものとする。

（返還免除申請の承認）

第16条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容について審査し、その結果について、返還免除審査結果通知書（第14号様式）により申請者に通知するものとする。

（関係機関との連携とサポート体制の整備）

第17条 町長は、神奈川県、神奈川県農地中間管理機構、湘南農業協同組合、農業委員会、神奈川県農業技術センター等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

2 町長は、平成29年度以降の新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、神奈川県農業技術センター、湘南農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び地域の中核的農業者等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。

3 前項に規定するサポート体制の中から、対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。

4 前項のサポートチームは、原則として10月と4月の年2回、対象者を訪問し、経営状況の把握及び諸課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録（第15号様式）を取りまとめるものとする。

また、第8条第3項第2号の中間評価においてB評価相当とされた者に対し、評価結果を踏まえた重点指導案をとりまとめ、翌年1年間、指導を行うものとする。

3 農業共済等の積極的活用

町長は、農業共済組合と連携し、対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、資金の財源となる国又は神奈川県の補助金の終了の日に、その効力を失う。

(経過措置)

3 改正前の大磯町青年就農給付金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表（第3条関係）

資金の目的	経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対して資金を交付することで、次世代の農業を担う意欲のある新規就農者を育成、確保する。
資金の対象者	次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。 (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則として45歳未満であり、農業経営者となることに強い意欲を有していること。

	<p>(2) 次に掲げる要件をいずれも満たす独立・自営就農であること。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの及び特定作業受委託契約を締結したものをいう。）をその者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項の特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りでない。</p> <p>イ 主要な農業機械・施設をその者が所有し、又は借りていること。</p> <p>ウ 生産物、生産資材等をその者の名義で出荷し、又は取引していること。</p> <p>エ その者の売上げ、経費の支出等の経営収支をその者の通帳及び帳簿で管理すること。</p> <p>オ 農業経営に関する主催権をその者が有していること。</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の青年等就農計画が適当である旨の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項の規定による認定の取消しを受けた場合及び同条第3項の規定により認定の効力を失った場合を除く。</p> <p>(4) 青年等就農計画等が次に掲げる要件に適合していること。</p> <p>ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン及び農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。</p> <p>イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。</p> <p>(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、交付期間中に、新規作物の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると町</p>
--	--

	<p>長に認められること。ただし、1戸1法人（原則として世帯員のみで構成される法人）以外の農業法人を継承する場合は、対象外とし（交付対象者が農業経営を法人化している場合は、第2号ア及びイの「その者」を「その者又はその者が経営する法人」と、ウ及びエの「その者」を「その者が経営する法人」と読み替えるものとする。）、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、交付の対象外とする。</p> <p>(6) 人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられていること若しくは位置付けられることが確実と見込まれていること又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する者をいう。）から農地を借り受けていること。（以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。）</p> <p>(7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けておらず、かつ、「農の雇用事業」による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。</p> <p>(8) 原則として一農ネットに加入していること。</p> <p>(9) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。</p> <p>(10) 平成25年4月以後に農業経営を開始（自ら販売を行うなど、明らかに農業経営を行っている状態をいい、第2号の要件を全て満たしていることを要さない。）した者であること。</p>
<p>資金の交付額</p>	<p>次に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(1) 経営開始初年度は交付期間1年につき1人当たり150万円とし、経営開始2年目以降は交付期間1年につき1人当たり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、交付金を除く。）を減じた額に5分の3を乗じて得た額（算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は、150万円とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次の要件をいずれも満たす場合は、夫婦合わせて1年につき前号</p>

	<p>の額に1.5を乗じて得た額（算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。</p> <p>イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。</p> <p>ウ 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等となること。</p>
<p>資金の交付期間</p>	<p>最長5年間とする。ただし、平成29年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分までとする。</p>

第1号様式（第4条、第6条関係）

青年等就農計画等承認（変更承認）申請書

年 月 日

大磯町長 殿

住所：

氏名：

㊟

大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱

- 第4条
 第6条

の規定により青年等就農計画

等の 承認
 変更の承認 を申請します。

添付書類

- (1) 青年等就農計画
- (2) 農業次世代人材投資資金申請追加資料
- (3) (1)の認定書の写し

第1号様式の2（第4条、第6条関係）

（第1面）

農業次世代人材投資資金申請追加資料

年 月 日

住所：

氏名：

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置づけ又は農地中間管理機構からの農地の借り受け

集落又は地域名等	<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み <input type="checkbox"/> 機構から借り受けている
----------	---

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

6 その他※1

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（ 月） <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
世帯全体の所得*	万円

(第2面)

添付書類

別添1：収支計画

別添2：誓約書

別添3：履歴書

別添4：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添5：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添6：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添7：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳等（農地基本台帳のほか、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画、又は特定作業受委託契約書）及び契約書等の写し

別添8：通帳の写し

別添9：確約書及び当該農地を示す地図（親族から賃借した農地が主である場合）

別添10：経営発展支援金交付申請書（支援金の申請を認められた場合）

別添11：※1を証明する書類の写し

別添12：生年月日を確認できる書類の写し（運転免許証等）

別添13：家族経営協定の写し（別表給付金の交付額の項第2号に該当する場合）

別添14：法人の履歴全部証明書及び役員名簿（一戸一法人の場合）

別添15：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）

別添16：その他参考となる書類

（注）別添12の添付書類として、申請時に運転免許を取得しておらず、パスポート等の書類を提出した申請者がその後運転免許証を取得した場合は、その写しを大磯町に提出するものとする。

* 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

(第3面)

別添1

収支計画

			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農業 収入	(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
	(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
	(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
農業次世代人材投資資金(備考2参照)							
収入計①(資金を除く。)							
		計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目	
農業 経営 費	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
支出計②							
【参考】設備投資 (内容、金額)							
所得計①-②							

備考

- 既に農業経営を開始している場合は、実績を記載すること。
- 経営開始1年目は、150万円とし、経営開始2年目以降は、次の式により得られた額とする。

$$(350\text{万円} - \text{前年の総所得}) \times \frac{3}{5}$$

ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円とし、夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍の額とする。

(第4面)

別添2

年 月 日

住所：

氏名：

⑨

(生年月日： 年 月 日： 歳)

誓約書

私は、大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、交付要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（※保証人の署名、捺印を添えて）誓約します。

保証人	住所	
	氏名	⑨
	電話番号	
保証人	住所	
	氏名	⑨
	電話番号	
（保証人氏名は自署すること。）		

※保証人のうち1名以上は申請者と別生計の者とする。

(第5面)

別添3

履歴書

1 氏名等

(ふりがな)					
住所	〒				
(ふりがな)					
連絡先	〒				
(ふりがな)		生年月日	年齢	性別	電話番号
氏名	⑩	年 月 日		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	

2 家族構成

氏名	続柄	生年月日	住所

3 学歴

履 歴	年	月	学歴・職歴 (各別に記入)			
				年	月	免許・資格

(第6面)

別添9

確約書

年 月 日

大磯町長 殿

住所：

[申請者]

氏名： ㊟

(生年月日： 年 月 日： 歳)

私は、下記親族から貸借した農地について、大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき、 年 月 日までに当該農地の所有権を自らに移転することを確約します。

なお、期日までに当該農地の所有権が移転できなかった場合は、同要綱の規定により、当該資金を全額返還いたします。

(農地の譲渡者)

氏名		本人との続柄	
住所			

(農地の情報)

所在地	
面積	

(添付書類)

当該農地の位置が分かる地図

農地基本台帳の写し

(第7面)

別添 10

経営発展支援金交付申請（実績報告）書

年 月 日

大磯町長 殿

住所：

氏名：

㊟

（生年月日： 年 月 日： 歳）

神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年8月3日付け就農第76号）
第22条第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり経営発展支援金の交付を申請します。

下線部は、実績報告の場合は第3号

記

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分（実績）

取組内容	事業費（A+B）	経営発展支援金（A）	その他（B）	備考
	円	円	円	
合計				

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の取組にかかる金額（実績額）が確認できる見積書※1、納品書※2、領収書※2等

※1は申請時、※2は実績報告時

第2号様式(第5条、第6条関係)

青年等就農計画等審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長 印

大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱 第5条 の規定により青年等就農
 第6条

計画等の審査結果について次のとおり通知します。

1 決定区分

青年等就農計画等を 承認します
 承認しません

2 承認しない場合の理由

3 指示事項

資金の交付に当たっては、大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱の規定を遵守してください。

第3号様式 (第7条関係)

(第1面)

就農状況報告(年目1～6月・7～12月)

年 月 日

大磯町長 殿

住所:

氏名: ㊟

大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱第7条第1項の規定により就農状況報告を提出します。

1 就農時期

年 月 日就農

青年等就農計画認定 年 月 日

2 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数(頭)等	
	合計		
家族労働力	氏名	年齢・続柄等	年間農業従事日数
	本人	—	
雇用労働力	(人/日)		

(第2面)

3 経営規模の報告

経営耕地	区 分		面積 (a)	
	所 有 地			
	借 入 地	親族から		
		第三者から		
作業受託	作 目		作業内容	実績

4 前年の所得 (* 1)

	万円
--	----

5 農業経営基盤強化準備金 (どちらかにチェックする)

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6 地域の相談体制について

相談する相手	左の者に相談する頻度 (左欄にチェックした場合、当てはまる頻度のうちいずれかにチェックする)			
	週1回 ~それ以上	月1 ~2回程度	2、3ヶ月 に1回程度	相談してい ない
市町村の職員				
普及指導員				
農業経営士				
J A営農指導員				
研修先の農業者				
近所の農業者				
家族(親元就農の場合)				
その他 ()				

(第3面)

7 地域のサポート体制について ※平成28年度以前の採択者は記載不要

	専属担当者(経営・技術)	専属担当者(営農資金)	専属担当者(農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

8 報告対象期間における交流会への参加について (どちらかにチェックする)

<input type="checkbox"/>	参加した
<input type="checkbox"/>	参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

9 農業共済その他の農業関係の保険への加入状況について (どちらかにチェックする。)

<input type="checkbox"/>	加入している
<input type="checkbox"/>	加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

10 計画達成に向けた今後の課題

--

添付書類

- 1 作業日誌の写し*2 (別添1)
- 2 決算書及び所得証明書の写し (7月の報告の際のみ添付する。)*3 (別添2)
- 3 通帳及び帳簿の写し*2
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳等 (農地基本台帳のほか、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画、又は特定作業受委託契約書) 及び契約書等の写し (変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地基本台帳及び契約書の写しは省略することができる。)

(第4面)

※親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要。

- 5 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）
 - 6 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し* 4
 - 7 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入を証明する書類
- * 1 7月の報告の際のみ記入する。
 - * 2 親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合も含む）となる場合の1回目の報告の際のみ添付する。
 - * 3 経営開始型の交付期間のみ添付する。
 - * 4 複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

別添2

決算書

			計画 a	実績 b	実績/計画 b/a
農業収入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
農業次世代人材投資資金					
収入計 ① (資金を除く)					

			計画 a	実績 b	実績/計画 b/a
農業経営費	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計 ②					
【参考】設備投資(内容、金額)					

農業所得計③=①-②					
農外所得④		所得合計③+④			

第4号様式（第7条関係）

離農届

年 月 日

大磯町長 殿

住所：

氏名： ⑩

農業経営を中止し、離農しますので、大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱第7条第2項の規定に基づき離農届を提出します。

1 離農日 年 月 日

2 理由

添付書類

- ・ 廃業届
- ・ 経営資産の売却日の証明書
- ・ 資産物の最終出荷日がわかる伝票等

第5号様式（第7条関係）

住所変更届

年 月 日

大磯町長 殿

住所：

氏名：



大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱第7条第3項の規定により住所変更届を提出します。

変更前	住 所	
	電話番号	
変更後	住 所	
	電話番号	
変更した日	年 月 日	

第6号様式（第7条関係）

就農中断届

年 月 日

大磯町長 殿

氏名

印

大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱第7条第4項の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

第7号様式（第7条関係）

就農再開届

年 月 日

大磯町長 殿

氏名 ⑩

大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱第7条第4項の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ~ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ~ 年 月 日

第8号様式（第8条関係）

（第1面）

就農状況確認チェックリスト

確認者対象住所：
確認者対象氏名：
農業次世代人材投資資金（経営開始型）支給の有無： 有 ・ 無
就農状況報告対象期間： 年 月 日
確認者所属・氏名：
確認日： 年 月 日

1 交付対象者への面談用（これまでの状況について聞き取る。）

(1) 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

ア 経営規模について	(ア) 計画どおりの規模で経営している (イ) おおむね計画どおりの規模で経営している (ウ) 計画どおりに進んでいない
------------	--

計画どおりに進んでいない場合はその理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

(第2面)

イ 生産量について	
(作物(畜種)名)	(ア) 計画どおりの量を生産している (イ) おおむね計画どおりの量を生産している (ウ) 計画どおりに生産できていない
(作物(畜種)名)	(ア) 計画どおりの量を生産している (イ) おおむね計画どおりの量を生産している (ウ) 計画どおりに生産できていない
(作物(畜種)名)	(ア) 計画どおりの量を生産している (イ) おおむね計画どおりの量を生産している (ウ) 計画どおりに生産できていない

計画どおりに進んでいない場合はその理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

ウ 売上高について	
(作物(畜種)名)	(ア) 計画どおりの売上を計上している (イ) おおむね計画どおりの売上を計上している (ウ) 計画どおりに売上を得られていない
(作物(畜種)名)	(ア) 計画どおりの売上を計上している (イ) おおむね計画どおりの売上を計上している (ウ) 計画どおりに売上を得られていない
(作物(畜種)名)	(ア) 計画どおりの売上を計上している (イ) おおむね計画どおりの売上を計上している (ウ) 計画どおりに売上を得られていない

計画どおりに進んでいない場合はその理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

(第3面)

2 ほ場(現地)確認用(確認期間中の状況について記載する。)

(1) 耕作すべき土地が遊休化されていないか

ア 遊休化されている土地はない	・	イ おおむね遊休化されている土地はない
ウ 遊休化されている土地がある	・	エ 作付期間外である

(2) 農作物を適切に生産しているか

ア 適切に生産されている	・	イ おおむね適切に生産されている
ウ 適切に生産されていない土地がある。 (管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。)	・	エ 作付期間外である

3 書類確認用(これまでの状況について記載する。)

(1) 作業日数

日程度

(2) 帳簿の管理状況

ア 適切に帳簿をつけている	・	イ 帳簿をつけていない
ウ 帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある		

(3) 農地基本台帳等(農地の権利設定に変更があった場合のみ)

ア 農地法第3条の許可等により農地の権利を有している
イ 農地法第3条の許可等を得ていない。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

(第4面)

4 総合所見

--

第9号様式（第9条関係）

（表面）

大磯町農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書兼請求書

年 月 日

大磯町長 殿

住所：

氏名：

印

大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱第9条第1項の規定により農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請し、及び請求します。

なお、暴力団員でないことを確認するため、本様式及び大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱第3条の規定により提出した青年等就農計画等に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

交付対象期間	年 月 日～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日～	年 月 日
前年の総所得 ^{※1} （農業経営開始後の所得に限り、資金を除く額 ^{※2} を記載）	(ア)	円
今年の交付金額 ^{※3, 4} 〔経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円－(ア))×5分の3で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円〕	(イ)	円
今回の交付申請額 ^{※3} 原則として(イ)の半額を記載		円
生活費の確保を目的とした国及び神奈川県以外の事業による給付 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない	

備考※

- 1 経営開始初年度の場合は、0円と記載すること。
- 2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額
- 3 1円未満は、切り捨てとする。
- 4 夫婦で交付している場合、この額の1.5倍の額を記載すること。

(裏面)

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所	出張所
	金融機関コード			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	郵便局	記号	(当座)番号	
	口座名義人	(ふりがな)氏名		

添付書類※

- ・ 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳等（農地基本台帳のほか、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画、又は特定作業受委託契約書）及び契約書等の写し
- ・ 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し（夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類））
- ・ 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- ・ 税務署等の收受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）

※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

第10号様式（第10条関係）

中止届

年 月 日

大磯町長 殿

住所：

氏名：

㊟

大磯町農業次世代人材投資資金の交付を中止しますので、大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱第10条の規定により中止届を提出します。

1 中止日 年 月 日

2 中止の理由

第11号様式（第12条関係）

休止届

年 月 日

大磯町長 殿

住所：

氏名： ⑩

就農を休止しますので、大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱第12条第1項の規定により休止届を提出します。

1 休止予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 休止理由及び再開の見込み

第12号様式（第12条関係）

経営再開届

年 月 日

大磯町長 殿

住所：

氏名：

印

就農を再開しますので、大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱第12条第2項の規定により経営再開届を提出します。

- | | | |
|---------|---------|-------|
| 1 休止期間 | 年 月 日 ～ | 年 月 日 |
| 2 経営再開日 | 年 月 日 | |
| 3 交付残期間 | 年 月 日 ～ | 年 月 日 |

第13号様式（第15条関係）

返還免除申請書

年 月 日

大磯町長 殿

住所：

氏名：

㊟

大磯町農業次世代人材投資資金の返還の免除を受けたいので、大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱第15条の規定により返還免除申請書を提出します。

返還免除を申請する理由

第14号様式（第16条関係）

返還免除審査結果通知書

年 第 号
月 日

様

大磯町長 印

大磯町農業次世代人材投資資金交付要綱第16条の規定により資金の返還免除について審査をした結果、次のとおり通知します。

1 決定区分

資金の返還を免除することを

承認します

承認しません

2 承認しない場合の理由

第15号様式（第17条関係）

（第1面）

サポートチーム活動記録

確認者対象住所：
確認者対象氏名：
サポートチーム（経営・技術担当）氏名：
サポートチーム（営農資金担当）氏名：
サポートチーム（農地担当）氏名：
確認日・時間： 年 月 日 時 分 ～ 時 分

1 交付対象者への面談用（これまでの状況について聞き取る。）

(1) 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

ア 経営規模について	(ア) 計画どおりの規模で経営している
	(イ) おおむね計画どおりの規模で経営している
	(ウ) 計画どおりに進んでいない

計画どおりに進んでいない場合はその理由と改善策について交付対象者とサポートチームで認識を共有し、下欄に記載する。

[理由]
[改善策]

(第2面)

イ 生産量について	
(作物(畜種)名)	(ア) 計画どおりの量を生産している (イ) おおむね計画どおりの量を生産している (ウ) 計画どおりに生産できていない
(作物(畜種)名)	(ア) 計画どおりの量を生産している (イ) おおむね計画どおりの量を生産している (ウ) 計画どおりに生産できていない
(作物(畜種)名)	(ア) 計画どおりの量を生産している (イ) おおむね計画どおりの量を生産している (ウ) 計画どおりに生産できていない

計画どおりに進んでいない場合はその理由と改善策について交付対象者とサポートチーム認識を共有し、下欄に記載する。

[理由]
[改善策]

ウ 売上高について	
(作物(畜種)名)	(ア) 計画どおりの売上を計上している (イ) おおむね計画どおりの売上を計上している (ウ) 計画どおりに売上を得られていない
(作物(畜種)名)	(ア) 計画どおりの売上を計上している (イ) おおむね計画どおりの売上を計上している (ウ) 計画どおりに売上を得られていない
(作物(畜種)名)	(ア) 計画どおりの売上を計上している (イ) おおむね計画どおりの売上を計上している (ウ) 計画どおりに売上を得られていない

計画どおりに進んでいない場合はその理由と改善策について交付対象者とサポートチーム認識を共有し、下欄に記載する。

[理由]
[改善策]

(第3面)

(2) 農地の権利設定状況（農地の権利設定に変更があった場合のみ）

- | |
|------------------------------|
| (ア) 農地法第3条の許可等により農地の権利を有している |
| (イ) 農地法第3条の許可等を得ていない |

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

2 総合所見

--